

余裕期間制度の実施についてのお知らせ

工事の施工時期の平準化を図ることを目的として、甲府市及び甲府市上下水道局が発注する建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置を要せず、かつ、工事を実施するために要する資材及び労働者の確保を行うことができる期間を認める余裕期間制度を令和2年12月から試行的に実施します。

詳しくは、「甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領」及び「余裕期間制度試行マニュアル」をご覧ください。

【問合わせ先】
総務部契約管財室契約課工事係
(直通) 055-237-5124
(内線) 5620~5622